

保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定について

1 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(子ども・子育て支援法 19 条等)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの (1号認定子ども)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (2号認定子ども)	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (3号認定子ども)	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

保育の必要性の認定に当たっては、国は以下の3点について、認定基準を策定

- ① 「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ② 「区分」：標準時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）
- ③ 「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

○「保育標準時間」

両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定
就労時間の下限は、1週当たり 30 時間程度とすることを基本とされた。

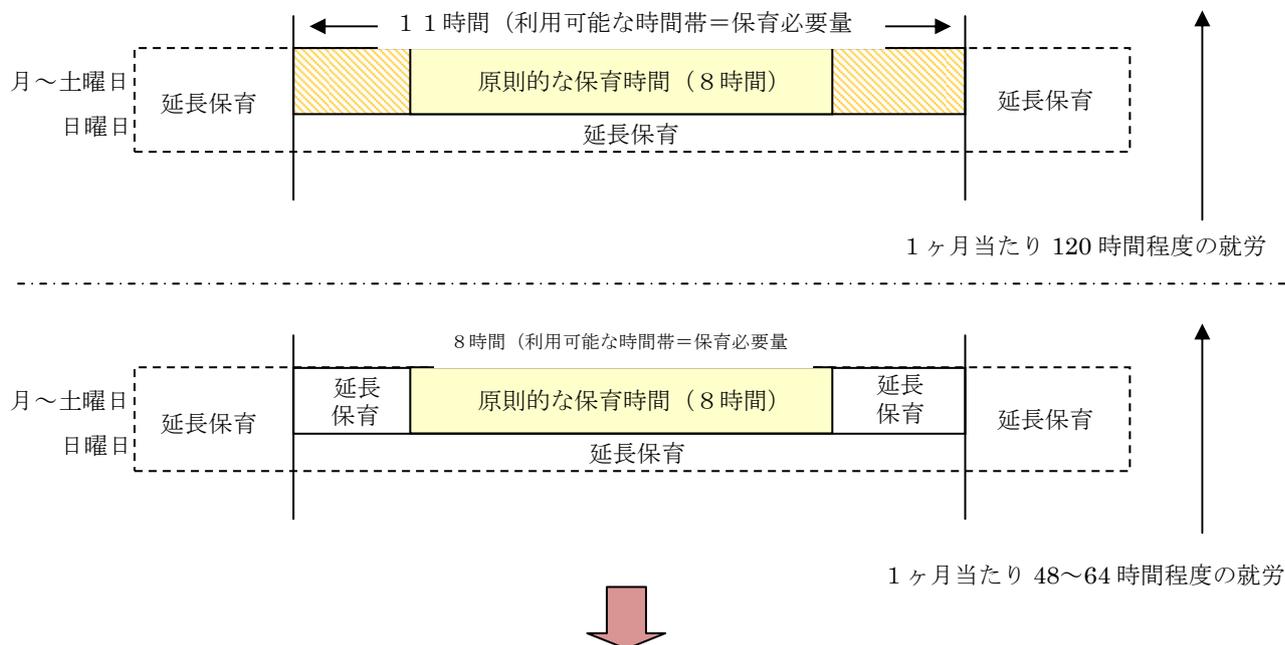
○「保育短時間」

両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定
就労時間の下限は、現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月当たり48時間以上
64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とする
ことを基本とされた。

この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定

保育必要量のイメージ【一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合

※開所時間は施設ごとに定める



当市においても「保育短時間」における就労時間の下限を定める必要がある。

2 現在の状況

現在の当市の保育所入所時の就労時間は1日3時間以上、就労日数は13日以上就労している場合を保育に欠ける要件としている

3 ニーズ調査の結果

昨年実施したニーズ調査では、母親の就労時間は週5日、5時間の就労が多く、今後の就労希望形態としても週5日、5時間との回答が大半を占める結果となっております。